

## 表記指導の一観点

——漢字を交えて書くことの意味——

島田 康行

## 0. はじめに 本論文の概要

現代日本語の表記法が、昭和21年に始まる戦後の国語施策を基として確立されていることは、疑う余地がない。しかし、複数の文字体系を使用して表記する日本語において「正書法」をどう考えるかについては、今日なお、さまざまな議論が繰り返されている。これは漢字仮名交じり文の運用法について、検討すべき問題が多数残されていることを示すものと見るべきであろう。

そこで表記の指導においても、漢字仮名交じり文で表記するとはどういうことなのかを改めて問い、その運用法について各自が自分の考えを持てるような配慮がなされることが必要であるとの立場から一つの観点を提示する。

## 1. 国語施策が示す「正書法」の考え方

最初に現行表記法の基となっている戦後の国語施策について、①「正書法」に対する考え方、②適用の範囲、の順で要点をまとめておく。

まず、国語施策は、日本語の表記が漢字仮名交じり文によってなされることを前提としている<sup>1)</sup>。そして昭和31年の国語審議会報告「正書法について」には、漢字仮名交じり文における「正書法」の考え方が述べられた部分がある。

「日本語の表記は漢字・かな（ひらがな・かたかな）を交えて書き、しかもその使用が比較的任意になりやすいから、厳密な意味での正書法は漢字・かなの表記であるかぎり、一定することが極めて困難な事である。しかし、ひらがな・かたかななどの問題、漢字・かなづかい・送り仮名を含めて、日本語の正書法を考えてもさしつかえあるまい。」

これによると国語施策は、複数の文字体系を交えた表記を前提とする以上、「厳密な意味での正書法」は一定し難いとして、仮名遣いや送り仮名のそれぞれを含めて「正書法」を考える立場をとることが理解される。さらに、「送り仮名の付け方」や「現代仮名遣い」の施行は上の引用部に続く記述（「どの部分を漢字で書き、どの部分をかなで書くかというふうに決めていく方法もあり、」「日本語については、すべての語について、かな書きをする場合もあるから、それも決めておかなければならない。」）に、それぞれ対応するものと考えられる。つまり、文脈中での漢字の交え方や句読点の用法などを含めた「厳密な意味での正書法」の確立は保留し、仮名遣いや送り仮名について個々に原則を定めるという方針をとっているわけである。

また、国語施策は、その適用の範囲を「一般の社会生活において現代の国語を書き表す」場合に限定している。戦後に行われた施策の経緯をたどると、この範囲が初めて設定されたのは、昭

和48年に告示された「当用漢字音訓表」ならびに「送り仮名の付け方」であることがわかる。以来、昭和56年の「常用漢字表」、61年の「現代仮名遣い」でもこの範囲は踏襲されている。

ここでいう「一般の社会生活」とは法令・公用文書・新聞・雑誌・放送などを指し、科学・技術・芸術など各種専門分野や個人々の表記はこの範囲の外に置かれる。また、「当用漢字音訓表」には義務教育における音訓の取り扱いに関する指示が付されていたが、その後の施策に教育現場での扱いについて言及したものは見られない。が、「一般の社会生活」を「義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象とする」ものと見なす立場も「当用漢字音訓表」から変更のないものと考えられるので、義務教育をはじめ学校教育における表記については、国語施策の側から見ると適用範囲の外とすることになる。

その適用に範囲を設定した国語施策の実施によって、法令や公用文書など、文書作成者の規範を求める意識が強くはたらくと考えられる場所での表記には「目安」や「よりどころ」が登場し、使用する漢字の範囲や仮名遣い、送り仮名などを一定することが可能になった。しかし同時にこれは、施策が及ばない分野での表記には多様性を認めることになっていることも、見過ごすことのできない事実である。

ここまで述べてきた、国語施策の「正書法」に対する考え方を改めて整理すると、以下のようになる。

①厳密な意味での「正書法」は確立が非常に困難であり、広い意味でこれを解釈していく。

具体的には個々の語の仮名遣いや、送り仮名を決めることが、広い意味での「正書法」を確立する手だてとなる。

②この「正書法」は、「一般の社会生活」で国語を表記する場合を対象とし、この範囲外での表記には多様性を認める。

一種類の表音文字体系における「正書法」のようなものを、漢字仮名交じり文において考えることは「正書法について」が言うように、極めて困難である。国語施策によって、個々の語の仮名遣いや送り仮名は定められたが、漢字仮名交じり文の文脈中で、どのように漢字と仮名とを交えるか、すなわち漢字と仮名とをいかに運用するのが、日本語の「正書法」であるのかは、課題として残されたままである。そして国語教育における表記指導では、漢字仮名交じり文によって表記することの意味を最大限に活かすためには、漢字と仮名とをどのように交えていくべきかを考えさせることが、当然その目標の一つとして自覚されなければならない。

## 2. 漢字仮名交じり文の「正書法」

一種類の表音文字体系を使用する言語において「正書法」とは、ある語をどう綴るかというスペリングの問題にはかならない。そして我が国では「正書法」という語は仮名遣いをめぐる論争の中で使われ始め、<sup>3)</sup> 当時は、もっぱら仮名遣いが「正書法」問題の対象であったようである。さらに国語施策が一つの考え方を示したことによって、「正書法」は仮名遣いに加えて、使用漢字の範囲・送り仮名をも含めた意味で解釈されるようになった。例えば小泉保氏は、施策の示した

「一連の表記法の規定が日本語の正書法に相当すると判断」<sup>4)</sup>され、この規定を言語理論に照らしたとき浮かび上がる矛盾点について詳細な考察を加えておられる。

また、漢字と仮名の交え方までを含めて「正書法」と呼ぶ場合もある。国語施策が「一定することが極めて困難な事」として保留し、我々に当面の課題として残された部分である。(以下、漢字・仮名の交え方までを含めた表記法についてのみ、正書法の語を用いる。)ここまで正書法の範囲を広げて考えると、その確立の可能性については意見の分かれるところとなる。

例えば、柴田武氏は次のような見解を示された。

「まだ、現代日本語の全体には及んでいないが、かなりの部分において確立しているし、歴史的には確立する方向に向かって来ている。」<sup>5)</sup>

これに対して梅棹忠夫氏は、漢字と仮名との交え方の決まりがごくゆるやかであり、結果として構造的にきわめて不安定になっていることを根拠として、

「日本語には、つまり正書法がないのである。あるいは、正書法ができないのである。」<sup>6)</sup>  
という全く逆の見解を示されている。

そして、氏自身、訓読の用言においては漢字は使わない、という原則をたて実践されておられる。漢字を音読のものに限って使用する試みは早くから行われており、古くは昭和16年の岩波講座『倫理学』で実施された例がある。<sup>7)</sup>この方法によると、同訓異字・送り仮名の問題が消え、ある程度表記を一定させることが可能になる。ただし、これまで漢字のかげに隠れていたために、大きな混乱とはならずにすんできた仮名遣いの問題が表面化することになり、一長一短と言わざるを得ない。

また、この方法の実践者の一人である野村雅昭氏は、明治以降、和語を仮名表記する傾向が強まっていることが、統計的に確認されることから、次のように述べられた。

「和語がカナ表記されるのは、もともと漢字がよぶんな衣装であるからである。ふだんは、それをまわっていても、いらないときには、それをぬぎすてることに、なんの支障も生じない。」<sup>8)</sup>

両氏がこうした方法の実践に意欲的であるのは、もちろん正書法の確立が現代日本の急務であるとの考え方に基づいている。そして、この方法を最善のものと考えているわけではない点も両氏に一致した見かたである。野村氏は、これを「日本語に正書法を確立するためには、現在の段階では、これも一度はこころみる必要のある方法」<sup>9)</sup>と位置づけ、梅棹氏は「ひとつの実行可能な案として、漢字の訓よみ廃止ということを提示」<sup>10)</sup>されたのである。

しかし、一方には正書法確立の必要性を認めない向きもある。例えば、鈴木孝夫氏は日本語の「漢字仮名交じり文という性質と、漢字の音訓両読という特殊な性質のために、」<sup>11)</sup>正書法はむしろ不必要であるとの立場を取る。鈴木氏の認める音訓両読の利点についてここで詳しく触れることは差し控えるが、「何故、発音されたある文章を書き表す仕方が唯一でなければならないのだろうか」<sup>12)</sup>という氏の問いは、根本的な問題を含むものとして看過しがたい。

個々の語の表記を固定することは、例えば多様な機器を導入した情報処理の能率向上のために

は必要な手段かもしれない。しかし、それを正書法として言語生活全般に及ぼす必要は、必ずしもない。情報機器に最も乗せやすい表記法は、それとして考えられればよい。むしろ何のために漢字と仮名とを交えるのか、すなわち、なぜ仮名だけでも書ける和文に漢字を交えるようになったのかを考えると、個々の語の表記に多様性が認められることで得られた利点の大きさに気づかされる。

例えば、藤原定家は自ら書き写す草子の本文中に、漢字を交えたり、異なった字母の仮名を随所に用いることで、彼の解釈を文面に残すことに成功した。<sup>13)</sup> 誤読・誤解を避けるための彼の工夫は、語単位で表記を定めるのではなく、常に文脈に置かれたときのそれぞれの文字の効果を考えたものであったことで奏功したのである。連綿による分かち書きが重要な意味をもっていた当時と、現代とを簡単に比較できないのはもちろんであるが、文脈中での交ぜ書きの効用には我々ももっと目を向ける必要があるのではないだろうか。これは漢字音読専用論や戦後の国語施策では、全く触れられていない問題である。

漢字と仮名との交用に多様性が認められていながら、その文脈中での効果的な運用法に関する研究は今後待つべき部分があまりに大きい。個々の語の表記を固定することのみならず、漢字と仮名とを交用することの意味を問い直し、これを最大限に活かす表記法を考えることにも積極的に取り組む必要があるだろう。

### 3. 学習指導要領の示す表記法

学習指導要領の表記に関する指導事項から、そこで志向されている表記法について考えてみる。

「仮名遣いに注意して正しく書くこと。」（五年）

「正しい仮名遣いで書くこと。」（六年）

小学校六年の段階で「正しい」仮名遣いで書けるよう指導することが、一つの目的となっていることがわかる。ある語の「正しい」仮名遣いとは、一般にはその仮名遣いが社会性を有していることを指すのであろうが、ここでは『現代仮名遣い』に従うかたちを指すものと考えられる。

例えば、「世界中」は「せかいじゅう」の他に『現代仮名遣い』の「なお書き」によって「せかいぢゅう」という仮名遣いも認められている語である。実際の指導は本則の「じゅう」によってなされ、「ぢゅう」というかたちが許容としてあることが中・高校での指導の中で示される。つまり、小学校段階での「正しい」仮名遣いは、この場合「せかいじゅう」ということになる。

一般の社会生活では、「セカイジュウ」という語は常に「世界中」と表記される。日本語の表記は漢字仮名交じり文でなされるという前提が変わらない限り、この語の適切な表記は「世界中」であり、仮名表記は「世界中」を獲得するまでの過渡的手段であることは動かない。戦後の国語施策は「すべての語について、かな書きをする場合もあるから<sup>14)</sup>」という理由で、個々の語に仮名表記の規範を定めているが、こうした規範が必要になるのは、情報機器への入力や、辞書の編集・検索といった場面に限られるし、そこでは最も効率的な表記法が独自に考えられればよいはずである。

学校教育における仮名遣いの指導は、「せかいじゅう／ぢゅう」のような過渡的手段としての仮名表記をも含んで行われるが、上のような理由で施行された『現代仮名遣い』の意図に、沿うかたちで行われているわけである。

また、送り仮名については、

「送り仮名に注意して書き」（三年～六年）

という指導要領の記述のほか、昭和48年の文部省初等中等教育局長通知によって、学校教育における送り仮名指導の細部が示されている。この通知は、同年に告示された『送り仮名の付け方』の取り扱いについて細かな指示を記したもので、『送り仮名の付け方』の「前文」に、「学校教育においては、この「改定送り仮名の付け方」が適切な配慮の下に運用されることが望ましい。」とあるのを受けたものであろう。この通知によると、例えば「アラウス」の表記は、本則の「表す」で指導することを原則とし、「表わす」という「許容」については、中・高校でその存在について説明する程度とする、という扱いになる。

活用のある語は、その活用語尾を送ると<sup>15)</sup>いう方法は、活用という概念を習得するためには実に都合がよい。しかし「動く」や「学ぶ」の表記に「ゆれ」は考えがたく、送り仮名が本当に問題となるのは、むしろ「許容」が認められた語に関する場合が多いのも必然である。「表す」のように「アラウス」「ヒョウス」と二通りの読み方が存在する場合、活用語尾を送るという方法によると表記からはその読みをどちらかに決定することができない。「表す」＝「ヒョウス」、  
「表わす」＝「アラウス」といった使い分けが規範として定められていれば、表記者は文面に自分の真意を残すことが可能になる。「動く」「学ぶ」のように誤読の恐れがないものと、「表す」「記す」といった複数の読み方が考えられるものを、『送り仮名の付け方』は「活用のある語」として一括しているわけである。そして、「表す」「表わす」のような使い分けは、今のところ、  
個々人の工夫に任されている部分であるが、指導要領は「表わす」などの「許容」については中・高校で触れる程度の指導を指示しており、これによって小学校段階では『送り仮名の付け方』の「本則」及び「例外」による、画一的な表記法を示すことになる。

こうしてみると、指導要領に示された表記法は、個々の語の表記を漢字、仮名、カタカナのそれぞれの場合について、可能な限り固定しようとするものであるとあって差し支えあるまい。もちろん、それは効率よく表記法を習得するための一つの手だてとなろうし、ある語の「正しい」表記が複数あるといった「あいまいさ」を排除することもまた、低学年の学習者にとっては重要なことかも知れない。

しかし、義務教育を終えて一般の社会生活を送る上で、漢字仮名交じり文による日本語の表記法を、どのように運用すべきかは、各自の判断に委ねられた問題である。漢字仮名交じり文の効率的な運用法は、いまだ明確な答えが見いだされていない、現代の課題である。この課題に直面したとき、例えば同じ文脈中に「アラウス」も「ヒョウス」も「表す」と書いて不都合はないか、あるとすればどう解決すればよいか、といった問題を克服していくための下地は、ぜひとも学校教育の中で養われる必要があると考える。

いたずらに現行表記法に対して批判的になることは無論避けるべきであるが、現行表記法について各自が自分なりの考えを持ち、一人一人が、より効率的な漢字仮名交じり文の表記を志向できるような指導方法を確立することは、日本語の将来にとっても不可欠な課題であろう。そのためには、現行表記法の理解と同時に、日本語の表記についての理解、すなわち漢字仮名交じり文で表記するとはどういうことかについての理解を深めていくことが重要となろう。

#### 4. 表記指導の観点

ここまでに、①漢字と仮名とを交用することの意味を問い直し、これを活かす表記法を考えることの必要性、②現行表記法に対して各自が自分なりの考えを持ち、より効率的な漢字仮名交じり文による表記を志向することの重要性、について述べた。またその過程で、国語施策の問題点の一部に触れ、さらに指導要領が志向する表記法について、それが各施策の原則を示した部分に抛るかたちで個々の語の表記を固定しようとするものであることにも言及した。

以下では、①・②のような観点から、表記の指導を見直したとき、そこに見えてくる問題点について検討する。

まず、指導要領に示された指導事項から、表記指導のどこに主眼がおかれているのかを確認しておきたい。小学校の指導要領から漢字の使い方、交え方についての項目を列挙してみる。

- ・文の中で漢字を適切に使うこと。(1年)
- ・学習した漢字を文や文章の中で進んで使うようにすること。(2年)
- ・学習した漢字を文章の中で正しく使うようにすること。(3年・4年)
- ・文章の中で漢字が果たしている役割を理解して、知っている漢字を文章の中で適切に使うようにすること。(5年)
- ・漢字仮名交じり文の形態である現代の文章の中で漢字が果たしている役割に対する理解を深め、知っている漢字を文章の中で適切に使うようにすること。(6年)

上の記述は『小学校指導書 国語編』など一般には「文字に関する指導事項」として、仮名遣いや送り仮名、句読点の付け方を示した「表記に関する指導事項」とは便宜的に区別されているが、漢字仮名交じり文の文脈でどのように漢字を交えるかは、まさに日本語表記法の最も重要な問題であり、むしろここでは表記に関する指導事項と考えたい。さらに中学校での指導事項は、

- ・表記の仕方に注意し、くぎり符号などを適切に使って書くこと。(1年)
- ・表記の仕方に慣れ、くぎり符号などを適切に使って書くこと。(2年)
- ・表記の仕方を身につけ、くぎり符号などを適切に使って書くこと。(3年)

とあり、小学校で「文章の中で漢字が果たしている役割に対する理解を深め」た上で、「表記の仕方を身につける」のが最終的な目標ということになるのだろう。

小学校5・6年の段階で本当にそれを認識し得るのかどうかについては疑問も残るが、一般に漢字仮名交じり文の文脈中で漢字が果たしている役割と考えられているものとしては、例えば次のようなものがある。

### (1) 文字列の分割

「どこからかかのはおとがきこえる」「いまではははははきものをさがすきもない」のように仮名ばかりで読みにくい文も、漢字を交えることで「どこからか蚊の羽音が聞こえる」「今では母は履き物を探す気もない」と読みにくさを解消することができる。

### (2) 同音・訓語の特定

「聞く」と「聴く」、「読む」と「詠む」は違う、というのはよく耳にするたとえであるが、その他「取る」「採る」「執る」「撮る」「捕る」のように意味の違いを漢字に託す方法はごく一般的である。また、「公用」「効用」「高揚」「昂揚」など多くの同音語の存在が許されるのも漢字の働きによるところが大きい。

これらは文脈中で漢字が果たしている「役割」として、一般に認められているところのものと思うが、漢字を交えて書く意味を深く考えるためには、このような漢字の機能を「役割」と捕らえるばかりでなく、もう一歩進めて漢字を交えて書く「必要性」に気付かせたい。例えば「どこからか、かの、はおとが、きこえる」のように分かち書きの効果は当然、句読点にも認められるし、カタカナ書きの語が急速に増加しつつある現代語では、漢字による分かち書きの効果は相対的に薄れつつあるとする意見もある。<sup>16)</sup> また「呈示」と「提示」のように、漢字に対する依存度が極めて高いと考えられる同音語では、その違いが話し言葉の中ではほとんど意識に上らない、つまり微妙な意味の違いを伝えきれなくても伝達にそれほどの支障を及ぼさない場合もある。

では、先の例文を読めるようにするためには、最低どこを漢字で書くことが必要だろうか。

「どこからか蚊の羽おとがきこえる」

「いまでは母は履きものをさがす気もない」

「は」を語頭に持つ語と一音節語であろう。すでに藤原定家は本文校訂の作業における用字上の工夫の一つとして「キ、ヨ」などの一音節語を「木、夜」と漢字で表記して誤読を防いでいた。これらの例は、漢字を交える「必要性」を端的に示すものとして示唆に富む。漢字を交えずに、障害となる語の直前に必ず読点を打つことでも対処できるが、「気」は漢字にしたほうが停滞せずに意味が取れる。このような方法で表記する場合には、助詞と紛れる「は、か、も」などの文字は行末に残さない、といった処理も考えられる。読みにくい仮名だけの文面から、漢字を交えることでその読みにくさを排除しようとするとき、漢字で書くべき語、仮名のままでも伝達に支障をきたさない語の別が明確になる。それは、音読み・訓読みの区別でも、接続詞・副詞といった品詞の別でもないのである。

読みにくさの排除に関してもうひとつ付け加えれば、送り仮名もまたそのための手段にはほかならない。極端な例を引けば、「アリが砂糖を集めている。」も「アリが砂糖に集めている。」も我々は意味を取り違えることなく、読める。「哀悼の意を表すために」が、誤解を起さないまでも「表す」の読みを決定できないのとは対照的である。文脈に頼ることで間違いなく読めるところを、「集める」「集まる」と送るのは伝達の効率を上げるためであって、上の例文の「はは、き」の類を漢字に直すことの何段階か先にくるステップと考えられる。

もちろん上のような表記法を、国語施策によって定めるべきだとか、学校教育で実施すべきだと言うのではない。ただ、漢字仮名交じり文のより効率的な運用法を今後の課題とし、その解決にそれぞれが取り組んで行く下地を養うためには、文脈中での漢字の「役割」以上に、漢字を交えることの「必要性」の理解が重要ではないかと考えるのである。

## 5. 現行表記法の体系的理解に関して

漢字を交えて表記することの必要性について考えることは、これを活かした漢字仮名交じり文の運用を志向し、現行表記法について一人一人が自分なりの考えを持つために必須である。そのためには、現行表記法についての体系的な理解を深めることも重要な条件となる。

中学校指導要領には「各学年の〔言語事項〕については…ある程度まとまった知識を得させるための指導もできるように配慮する必要がある。」という一文があるが、形式的な知識の詰め込みになることへの危惧からか、積極的にこれに取り組む動きは少ないのが現状であろう。

小林和彦氏は、「<sup>17)</sup>「正しい仮名遣いで書く」という磨かれた実践的な能力の段階に到達するためには」<sup>18)</sup>仮名遣い法の体系的な認識が不可欠であるとの立場から、小・中・高にまたがる仮名遣いの指導系統を示された。氏が指摘するように、小学校の6年間の指導で「正しい」仮名遣いで書けるようになるという見方は楽観的に過ぎるし、仮名遣いの他、送り仮名などを含めた現行表記法の体系的な知識を得させるための努力は、今後、より積極的になさねばなるまい。

しかし、仮名遣いに関しては、漢字が習得されるとその影に隠れる部分が多く、「正しい」仮名遣いで書けないことから受ける具体的な被害もさほど大きくはない。大学生でさえ仮名遣いで「誤り」を犯すのも、漢字仮名交じり文の表記であるかぎり「正しい」仮名遣いを必要とされる場面がごく少ないことの表れである。小学校6年間で「正しい」仮名遣いで書ける段階に達しないことの主たる理由は、系統的な指導法が確立されていないこと以上に、漢字仮名交じり文の表記に慣れれば慣れるほど、すべての語について「正しい」仮名遣いを要求される場所が限られてくることにある。

また、「表す」という「正しい」送り仮名のほかに、「表わす」という許容の形があるということを知識として身につけること以上に、何のために許容が認められているのか、ある文脈中でどちらを選択するのが効率のよい伝達と言えるのか、といった表記に対する意識を常に持つことはより重要な課題である。現行表記法の体系的な理解のための指導を単なる知識の詰め込みに終わらせないためにも、「正しさ」の追及のみならず漢字を交えることの必要性の理解を、併せて指導上の力点とすべきであろう。

## 6. おわりに

仮名だけでも書ける日本語をなぜ漢字を交えて表記するのか、漢字を交えることにどんな意味があるのか、という根本に立ち返ってみると、戦後の国語施策が見落として来たことや、表記の指導において欠かせないことのいくつかが見えてくる。現在の漢字仮名交じり文は決して完成さ

れたものではなく、将来にわたってそのよりよい運用法を問い続けられるべきものであるとの前提の下に、表記指導における新たな観点を求めてみたのが本稿である。

漢字仮名交じり文の運用法が日本語に課された現代の課題であるならば、漢字と仮名との交ぜあわせ方を、句読点や句切り符号の用法とともに「表記」の指導として明確に位置づけた上で、その指導法を検討していくべきであろう。

〔注〕

- 1) 昭和41年、第8期国語審議会第1回総会において、日本語の表記が漢字仮名交じり文によることを前提とする旨の確認がなされている。(藤原宏『新しい国語表記』(帝国地方行政学会, 1973) p. 11による。)
- 2) 「前文」に「義務教育でどの程度、どの範囲の音訓を学習すべきかは、別途の研究に待つこととした。」との記述がある。
- 3) 表記法をめぐる議論に「正書法」の語を初めて持ち込んだのは森鷗外で、彼は歴史的仮名遣いをOrthography「正書法」と同一の性質のものと認定していた。(小泉保『日本語の正書法』(大修館, 1978) p. 6による。)
- 4) 小泉保 前掲書 「まえがき」 p. IV
- 5) 国語学会編『国語学大辞典』五版(東京堂出版, 1987) p. 543「正書法」の項
- 6) 梅棹忠夫「現代日本文字の問題点」(梅棹忠夫『日本語と日本文明』(くもん出版, 1988) 再録) p. 161
- 7) 国語学会編『国語学大辞典』p. 728「表記法」の項による。
- 8) 野村雅昭『漢字の未来』(筑摩書房, 1988) p. 127
- 9) 野村雅昭 前掲書 p. 131
- 10) 梅棹忠夫 前掲書 p. 166
- 11) 鈴木孝夫『閉ざされた言語・日本語の世界』(新潮社, 1975) p. 94
- 12) 鈴木孝夫 前掲書 p. 93
- 13) 小松英雄『いろはうたー日本語史へのいざないー』(中央公論社, 1979) p. 194~p. 218
- 14) 「正書法について」(昭和31年)に「日本語については、すべての語について、かな書きをする場合もあるから、それも決めておかねばならない。」とある。
- 15) 活用を表すために活用語尾を送る方法は、「送り仮名の付け方」(昭和48年)の基本的な方針であり、このことは「前文」あるいは「本文」の「通則1」に明記されている。
- 16) 野村雅昭 前掲書 p. 116~p. 117
- 17) 小林和彦「表記法の体系的知識の位置付けを一小・中・高の関連と系統の上の一」(『教育学 国語教育』384号(明治図書, 1987) p. 62)
- 18) 小林和彦「仮名遣いの指導系統」(国語教育研究所編『国語科教材研究の観点』(明治図書, 1981) p. 98~p. 106)